平成２５年（フ）第５２号
静岡県浜松市西区湖東町6326番地の３
破産者　有限会社ファイン工房
１　決定年月日　平成25年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２１号
熊本県天草市本渡町広瀬９番地３、住民票上の住所大阪市中央区松屋町10番10号　ツリーバイン401号室
破産者　大曲　正弘
１　決定年月日　平成25年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２５年（フ）第２３号
熊本県天草市倉岳町浦1254番地１
破産者　松本　孝治
１　決定年月日　平成25年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２５年（フ）第２４号
熊本県天草市倉岳町棚底646番地の１
破産者　有限会社征寿工業
１　決定年月日　平成25年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２５年（フ）第２５号
熊本県天草市河浦町河浦1739番地１
破産者　仁田　秀章
１　決定年月日　平成25年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２５年（フ）第２６号
熊本県天草市魚貫町1950番地５
破産者　株式会社サンパール
１　決定年月日　平成25年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第５４３３号
大阪市生野区生野西２丁目４番８号　西村ビル４Ｆ、前住所東京都台東区浅草橋５丁目28番８―801号　メインステージ浅草橋
破産者　西村　友宏
１　決定年月日　平成25年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３８号
奈良県香芝市西真美１丁目32番地の２、前住所奈良県香芝市西真美３丁目１番地の１　レピア西真美の丘307号
破産者　野田　良子（旧姓奥川）
１　決定年月日　平成25年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１４号
奈良県磯城郡田原本町大字三笠213番地の３（６）、開始決定時の住所奈良県磯城郡田原本町大字藏堂661番地の１
破産者　奥戸　伸卓
１　決定年月日　平成25年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３８号
奈良県北葛城郡王寺町本町４丁目39番３―304号
破産者　東本　一男
１　決定年月日　平成25年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第５９号
奈良県橿原市川西町74番地　Ｂ１―204号、住民票上の住所奈良県桜井市大字東新堂346番地の１
破産者　藤田　栄子
１　決定年月日　平成25年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１０１号
奈良県大和高田市神楽２丁目14番40号　神楽ロイヤルヒルズⅡ201号
破産者　秋田　直樹
１　決定年月日　平成25年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１３１号
奈良県橿原市見瀬町109番地の１、前住所奈良県橿原市見瀬町90番地の８
破産者　柳原　健二
１　決定年月日　平成25年８月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２８３０号
北海道石狩郡当別町美里505番地174
破産者　佐藤　節子
１　決定年月日　平成25年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８６４号
札幌市中央区南10条西22丁目２番23号　クレア旭ヶ丘408号
破産者　柏田　雄一
１　決定年月日　平成25年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６３号
仙台市泉区八乙女４丁目11番地の１　ナイスアーバン八乙女305
破産者　高宮　春美
１　決定年月日　平成25年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２４号
茨城県神栖市日川4159番地３
破産者　高島　秀樹
１　決定年月日　平成25年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第６６号
長野県木曽郡南木曽町読書4179番地の１
破産者　長嶺　准一
１　決定年月日　平成25年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部